

令和 7 年 2 月

第 1 回人吉市議会（臨時会）議案

人 吉 市

令和 7 年 2 月 第 1 回 人吉市議会（臨時会）提出案件

議案番号	件名
議第 1 号	令和 6 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 2 号	財産の取得についての議決内容の一部変更について
報第 1 号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第 2 号

財産の取得についての議決内容の一部変更について

令和 5 年 1 2 月 1 9 日付けで議決された議第 1 1 1 号議案の人吉市災害公営住宅（東校区地区）及び附帯工作物に係る財産の取得（令和 6 年 1 2 月 1 7 日付け議第 9 0 号の議決を経て内容を一部変更したもの）についての内容の一部を次のように変更する。

第 3 取得予定価格中「1, 1 2 7, 4 1 5, 4 0 0 円」を「1, 1 3 8, 8 6 6, 4 0 0 円」に改める。

令和 7 年 2 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決を経た財産の取得について、議決内容を変更しようとするときは、議会の議決が必要である。

報第1号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第1号 損害の賠償について
（令和7年1月9日専決）

令和7年2月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 9 日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
176,618 円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。